資　料　３　－　２
富　岡　町　企　画　課

特定帰還居住区域復興再生計画

福島県富岡町

令和6年2月

1．特定帰還居住区域－区域の範囲

市町村名	福島県富岡町
区域	小良ヶ浜行政区、深谷行政区及び新夜ノ森行政区の一部

○特定帰還居住区域図（法：福島復興再生特別措置法、復興庁令：福島復興再生特別措置法施行規則）
※関係規定：法第17条の9第1項、第2項第1号
復興庁令第9条の2第1項第1･2号

【全体図】

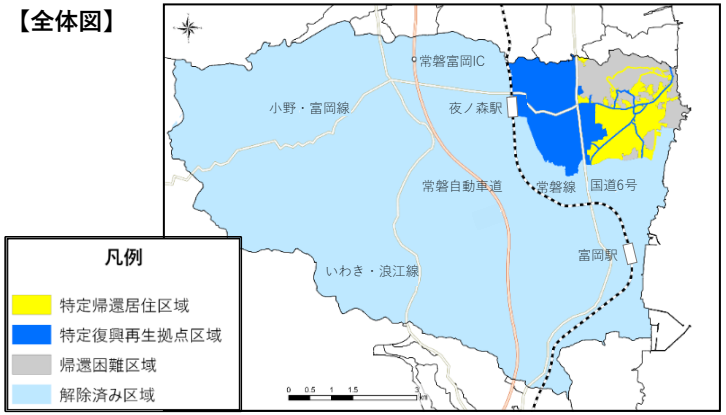

【拡大図】

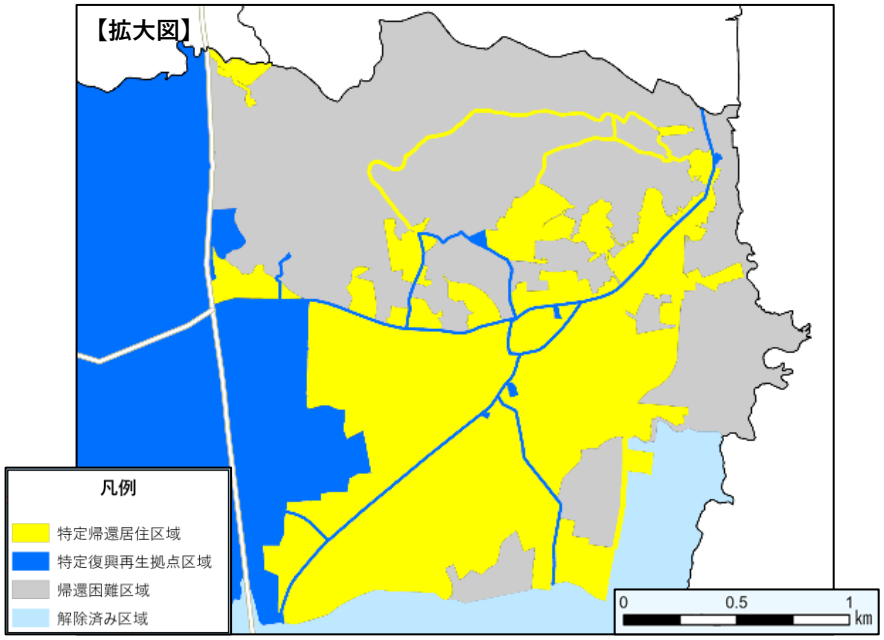

○特定帰還居住区域の対象等
※関係規定：法第17条の9第１項、第2項第1号
復興庁令第9条の2第1項第1･2号

＜特定帰還居住区域に含まれる施設＞
・県道251号（小良ヶ浜野上線）のうち小良ヶ浜工区バイパス部分、県道391号（広野小高線）のうち小良ヶ浜工区バイパス部分、町道深谷3号線・町道赤坂神社前線・町道松の前深谷線・町道深谷8号線をはじめとする各町道、林沼林道・林道松沼支線等の特定復興再生拠点区域や周辺の市町村、避難指示解除済み区域にアクセスするために必要な道路
・特定帰還居住区域内のインフラ復旧・整備のために必要な施設（道路、上下水道、電気・通信、河川、農業水利施設等）
・集会所、墓地、神社等不特定多数の帰還する住民が日常生活を営むために必要となる施設（安心・安全な暮らしの確保に不可欠な消防施設を含む）
※なお、特定帰還居住区域には、特定復興再生拠点区域を含まない。

＜その他＞
・土壌等の除染等の措置は、特定帰還居住区域の避難指示解除、安全な通行の確保に必要な範囲について実施する。

○特定帰還居住区域の状況
※関係規定：法第17条の9第1項
復興庁令第9条の2第1項第2号

＜放射線量等＞
・一部で20mSv/年を上回る箇所も存在するが、概ね20mSv/年以下まで空間線量が低下している。

＜事故前後の状況＞
・事故前、当該区域は、小良ヶ浜行政区及び深谷行政区の2つの行政区単位で活動がされており、温暖な気候等に恵まれた自然環境の下で水稲栽培を中心とする農用地が広がっていた。また、当該区域西側には浜通り地域交通の大動脈である国道6号が縦断しており、利便性が確保されていた。
・事故後においては、当該区域内の多くの農用地が除染廃棄物等の仮置場として利用されるなど、復興・再生に多大な貢献をしている。また、両行政区の全域が未だ避難指示が継続されているところ、上記の施設等の整備等を進めていくことで、帰還する住民の日常生活に必要な範囲を確保できるよう、特定帰還居住区域を設定している。

＜特定復興再生拠点区域との一体性＞
・令和5年4月に避難指示が解除された特定復興再生拠点区域（夜の森地区を中心）に隣接しているとともに、両行政区内には令和5年11月に避難指示が解除された墓地等やアクセス道路が存在している。また、平成29年4月に避難指示が解除された区域とも隣接し、町道等が通じていることから、一体的に復興・再生を図ることが可能である。

２．計画の意義・目標

※関係規定：法第17条の9第2項第2号

東日本大震災及び原子力災害から13年が経過しようとする中、これまでの復興に向けた取組等により、平成29年4月に帰還困難区域を除いた区域、令和5年11月までに特定復興再生拠点区域の避難指示が解除されたが、町内では未だに2つの行政区に避難指示が継続されている。「帰還困難区域の再生なくして真の復興なし」の信念のもと、2020年代をかけて帰還意向のある住民全員の特定帰還居住区域への帰還を実現することで、もって町の復興・再生を果たすことを目標とする。

３．計画の期間

※関係規定：法第17条の9第2項第3号

・国の認定があった日～令和11年（2029年）12月31日

４．特定帰還居住区域の整備等（事業再開のための支援、道路その他の公共施設の整備、生活環境の整備に関する事項）

＜特定帰還居住区域外とのアクセスの確保＞

・避難指示解除済みの県道251号（小良ヶ浜野上線）、県道391号（広野小高線）、町道宮の原小良ヶ浜線、町道小良ヶ浜線等の維持管理・修繕や、県道251号（小良ヶ浜野上線）のうち小良ヶ浜工区バイパス部分、県道391号（広野小高線）のうち小良ヶ浜工区バイパス部分と町道深谷3号線をはじめとする町道及び林道の除染・整備により、特定復興再生拠点区域や周辺の市町村、避難指示解除済み区域へのアクセス道路を確保する。

＜特定帰還居住区域内の整備の概要＞

・除染・建物解体を進め、道路、電気・通信、河川、上下水道等の生活インフラの復旧・整備を実施する。
・帰還住民による利用が見込まれる集会所や、安心・安全な暮らしの確保に不可欠な消防施設等については、利用ニーズへの対応や効率的な運営を考慮して再整備を進める。
・農業水利施設の復旧・整備等については、各地域における営農再開に向けた検討状況等に留意しつつ、関係者と協議の上、営農に必要な範囲での実施に向けて調整を進める。
・その他生活関連サービスについては、避難指示解除時のサービス提供開始をめざし、関係者と調整を進める。
・インフラ整備と土壌等の除染等の措置などについては、特定復興再生拠点区域復興再生計画の際と同様に、一体的かつ効率的に実施する。

５．土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理

※関係規定：法第17条の9第2項第7号、第17条の23第1･2項

・本計画、関係法令及び「除染関係ガイドライン（環境省　平成25年5月　第2版（平成30年3月追補））」に従って、特定帰還居住区域において避難指示解除に必要な範囲について、国が土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理を行う。

６．廃棄物の処理

※関係規定：法第17条の9第2項第7号、第17条の23第3･4項

・本計画、関係法令及び「廃棄物関係ガイドライン（環境省　平成25年3月　第2版）」に従って、特定帰還居住区域において国が認定特定復興再生拠点区域等内廃棄物の処理を行う。
・また、本計画に基づき各事業主体が実施するインフラ整備事業に伴い発生する廃棄物についても、国は個別に各事業実施主体と相談しながら、当該インフラ整備事業の実施に支障が生じないよう対応する。

７．その他特定帰還居住区域の復興及び再生に関し特に必要な事項

※関係規定：法第17条の9第2項第8号

＜生活関連サービス、防犯・防災等＞

・生活ごみ処理サービスの再開に向けた調整を実施する。
・防犯については、既に実施中の町内全域のパトロールや防犯カメラの継続に加え、防犯灯の復旧・整備に向けた調整を実施する。
・医療・介護については、避難指示解除済み区域において整備・実施している診療所や介護事業者等を活用する。

＜その他（立入管理等）＞

・認定後、除染進捗や空間線量率の状況等を踏まえ、必要に応じ帰還困難区域における立入規制の緩和を内閣府と協議する。